

京都発脱炭素ライフスタイル推進に係る
プロジェクト創出及び実証支援等業務委託仕様書

1 事業の概要

2050年までの脱炭素社会の実現と温室効果ガスの排出量削減に向けて、市民一人ひとりが自分らしい脱炭素型のライフスタイルへ転換していただくため、「京都発脱炭素ライフスタイル」のビジョン等を策定するとともに、事業者等が中心となり、市民の脱炭素アクションを促進するプロジェクトを実施してきた^{※1}。

本事業は、脱炭素ライフスタイルを実践する動きを一層拡大させるため、市民・事業者・行政の協働・連携を促進し、既存プロジェクトの規模の拡大や新規プロジェクトの創出等を進めるものである。

※1 京都発脱炭素ライフスタイルのビジョン等

<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/vision/>

2 業務の内容

本業務は、京都発脱炭素ライフスタイルのビジョンに基づき、市民・事業者・コミュニティ等と連携し、市民のライフスタイルをより温室効果ガスの排出が少ないものに転換していくための仕掛け（以下「プロジェクト」という。）を創出及び実証する。

具体的な業務内容は、次の(1)～(5)のとおりとし、令和4年度以降に創出・実証したプロジェクト^{※2}の支援に加え、新たなプロジェクトの創出・支援を行う。

※2 プロジェクト一覧は別紙を参照すること。

(1) 新たなプロジェクトの創出支援

ア 事前調査の実施

先行事例や先行研究、市民ニーズ等を調査するため、資料収集や関係者へのヒアリング及びアンケート等を通じた情報収集等を行う。

イ ビジネスモデル構築のアドバイス

事前調査を踏まえて、ステークホルダーの選定、活動内容の検討、実現性及び収益性の確保等、ビジネスモデル構築に係る助言を行う。

ウ 実施体制の構築支援

関連事業者及び専門家等とのマッチングを行い、プロジェクトを推進するための実施体制構築の支援を行う。

エ 進捗報告

プロジェクト実施体制が構築できた段階で、速やかに本市に報告すること。

オ 支援件数（目標）

令和7年度に創設した2050京創プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の参画事業者と連携し、3件程度の新規プロジェクト創出を目指すものとする。

(2) プロジェクト実証支援

ア 実証計画の企画・運営

プロジェクトの社会実装に向けて、有効性や実現可能性、収益性等を評価するための実証を行う。プロジェクトに参加するメンバーとその他関係者等との調整、企画運営、目標設定（原則として温室効果ガス削減量とする）を実施すること。なお、1プロジェクトあたりの実証支援期間は、最長2年間とする。

イ 進捗管理および本市との連携

必要に応じて、事業者へのヒアリングを行い、進捗状況や課題等について本市に共有または相談すること。

ウ 参加市民数の計測と報告

実証に参加した市民（イベント参加者、サービス利用者及び商品購入者等。以下「参加市民」という。）の数を可能な限り計測し、本市へ報告すること。

エ 意識変化の調査・分析

参加市民、関係者等の意識変容を把握するため、アンケート等による調査を実施すること。なお、具体的な調査方法については、受託者から提案すること。

オ 温室効果ガス削減量の算定支援

実証による温室効果ガス削減量の算定を支援すること。目標値を温室効果ガス削減量以外の指標とした場合は、当該指標値の変化量を算定すること。

カ 実証経費の支援

実証に係る経費（専門家謝金、調査費、会場費、資材費、広報費等）について、プロジェクトの規模や効果を考慮し、本市と協議のうえ、プロジェクト1件当たり最大30万円を原則1回支援する。なお、年間の支援総額は90万円を上限とする。

キ 経費の執行報告

支援した経費の内容及び金額については、業務実施報告書にまとめ、本市へ報告すること。

(3) 成果の発信

プロジェクトやプロジェクトの実証の概要、成果を、本市公式ホームページ「2050MAGAZINE」^{※3}及び脱炭素ライフスタイル推進事業に係る既存の SNS（facebook）等で発信するための原稿や画像を作成し、提供すること。

※3 脱炭素ライフスタイル推進に関する情報を発信する公式サイト

<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/>

(4) コーディネータ、アドバイザーの設置

ア コーディネータの配置と役割

地球温暖化対策への理解があり、ビジネスモデル構築等の業務に精通するコーディネータを設置すること。コーディネータは、事業者にプラットフォームへの参画

を促すとともに、マッチングによるプロジェクト創出支援及び実証支援を行うものとする。

なお、同一人が複数のプロジェクトのコーディネータを兼ねることも可能とする。コーディネータを設置するプロジェクトは本市と協議のうえ決定すること。

イ アドバイザーの設置

プロジェクトの有効性評価（温室効果ガス削減量の測定等）や、実証内容に関する高度な専門性が必要な場合は、本市と協議のうえ、別途アドバイザーを設置することができる。

(5) 実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめと発信

ア ノウハウの整理・蓄積

実証期間が終了するプロジェクトについては、今後の規模拡大や他地域への横展開を見据え、実施ノウハウを整理すること。具体的には、実証内容、温室効果ガス削減量、参加人数等の定量的効果及び運用上の留意点等を取りまとめること。

イ ストーリー性のある情報収集（インタビュー等）

プロジェクトの背景にある「思い」を可視化するため、関係者へのインタビューを実施すること。聞き取った内容は、市のホームページ等で発信できるよう記事形式にまとめ、本市に報告すること。

ウ 展示・普及啓発活動

実証内容や関連する製品・サービスを広く周知するため、内容を取りまとめた説明パネルを作成すること。作成したパネルは、市内環境教育施設等、市民等が目に触れる場所での展示・公開を行うこと。

3 報告

本業務に関する実施結果を集計・分析のうえ、業務完了後に速やかに業務実施報告書を提出すること。

4 履行期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 電子データの仕様

- (1) 電子データは、Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・ 文章：Microsoft社Word
 - ・ 計算表：Microsoft社Excel
 - ・ 画像：PNG形式又はJPEG形式
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市担当者の指示に従うこと。

6 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策

(1) 基本事項

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、業務期間中のみならず業務期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

(2) 事故の発生

受託者は、本業務遂行上の不適切な事務処理等により、個人情報保護ができていなかった又は保護できていない可能性が生じた場合、ただちに本市に報告し、本市の指示に従うこと。なお、この場合に生じた費用及び損害については、全て受託者が負担すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施については、本市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び関係法令等に準拠して実施するものとする。
なお、本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。業務の進行について、随時、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容を事前に示すこと（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。再委託先との連絡調整、統括は受託者が行う。）
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ業務を進めること。
- (5) 作成した成果物は本市に帰属する。
- (6) 業務の成果について公表する場合は、事前に本市と協議すること。